

交通局本局庁舎敷地内等除雪業務

令和3年度

札幌市交通局事業管理部総務課

交通局本局庁舎敷地内等除雪業務 仕様書

1 除雪場所

- (1) 札幌市厚別区大谷地東2丁目4番1号 交通局本局庁舎敷地内
- (2) 札幌市厚別区大谷地東2丁目5番1号 交通局大谷地変電所敷地内

2 履行期間

契約書に示す着手の日から令和4年3月31日まで

3 業務内容

(1) 除雪作業

積雪量が10cmに達した場合、もしくは交通局の指示があった場合に行うものとする。

(2) 排雪作業

交通局の指示があった場合に行うものとする（期間中1~2回程度の見込み）。

(3) 作業時間

除雪作業は、交通局から指示のある場合を除いて、原則として3:00~7:00の間に完了させること。7:00までに完了しない場合及び交通局からの指示に基づき7:00以降に作業を行う場合は、別途、作業方法や手順等について交通局の指示を受けること。

また、業務の開始時及び終了時には、インターホン等により、必ず交通局本局庁舎警備員または交通局担当者に報告すること。

(4) 除雪範囲

別添1（交通局本局庁舎）、別添2（大谷地変電所）のとおりとする。

4 業務報告書

(1) 日報

業務実施後、速やかに「除雪（排雪）作業報告書（日報）」（様式1）により提出すること。

除雪機械の作業時間については、タコグラフやタスクメーター等を使用した記録紙等を添付して報告するとともに、排雪用ダンプトラックの使用状況については、「雪堆積場への出入り記録」等を添付して報告すること。

また、作業開始時、作業状況及び終了時の写真を添付して報告すること。

(2) 月報

1か月の業務終了後、「交通局本局庁舎敷地内等除雪業務報告書（月報）」（様式2）により、速やかに（当該月が3月である場合は末日に）提出すること。

5 事故等の責任、損害の負担及びその他の事項

(1) 作業中（回送中を含む）に生じた事故及び損害等の負担については、すべて受託者の責任において処理するものとする。

(2) 借上げ車両等の燃料、その他車両の損耗等に関するものは、すべて受託者の負担とする。

(3) 作業時の安全確保はもとより、全ての人や施設に危害・損害を与えないよう、安全対策に万全を期すこと。

(4) 除雪作業にあたっては、庁舎出入口や犬走り等、人が通行する部分に雪を堆積させたままとしないこと。

- (5) 除排雪作業後に、正面玄関前スロープや身障者駐車スペース、その他駐車スペース（別添3）が安全に使用できる状態か、その都度確認すること。
- (6) 本仕様書の内容等に疑義が生じた場合、交通局担当者の指示を受けること。

6 支払方法

- (1) タイヤショベルについては、1か月を単位とし（毎月末日締め）、業務実施時間（10分未満の端数切捨）に契約単価を乗じて算出する。
- (2) ダンプトラックについては、1か月を単位とし（毎月末日締め）、稼動した台数に1台あたりの契約単価を乗じて算出する。
- (3) (1)及び(2)により算出した金額を合計し「消費税及び地方消費税の額（1円未満の端数切捨）」を加えた額を支払う。
- ※ ダンプトラック1台あたりとは、除雪場所から雪を運搬し、札幌市指定の排雪場所に排雪するまでの1行程をいう。

7 契約方法

契約方法は、下表の項目ごとに単価契約を締結する。

見積書には、下表の基準単価についてのみ記載すること（税抜き）。

その他の単価については、基準単価の決定金額を1.00とし、これに下記係数を乗じて算出する（円未満切捨て）。

名称	形状・寸法	単位	策定係数	金額	令和3年度 予定数量
タイヤショベル	スノーバケット（1.4～2.0 m ³ ） 助手なし、昼間（6:00～21:00）	10分間	1.00	基準単価	420分
タイヤショベル	スノーバケット（1.4～2.0 m ³ ） 助手なし、夜間（21:00～6:00）	10分間	1.06		2,090分
ダンプトラック	10t級 片道距離6.5km 昼間（6:00～21:00）	1台	4.55		20台
ダンプトラック	10t級 片道距離6.5km 夜間（21:00～6:00）	1台	4.80		0台
ダンプトラック	4t級 片道距離6.5km 昼間（6:00～21:00）	1台	2.06		24台
ダンプトラック	4t級 片道距離6.5km 夜間（21:00～6:00）	1台	2.25		0台

※ 「昼間」は6:00～21:00、「夜間」は21:00～6:00とする。

※ 本業務では、共通仮設費及び現場管理費の補正を行っており、それぞれ下式のとおり算出している。

- ・共通仮設費＝対象額×共通仮設費率×38%
- ・現場管理費＝対象額×現場管理費率×67%

8 札幌市環境マネジメントシステムの運用協力

受託者は、業務に従事する者に本市「環境方針」を周知し、環境配慮に対する取り組みについて理解させるとともに、本市環境マネジメントシステムに準じて環境負荷の低減に配慮しながら業務を遂行すること。

（担当 交通局事業管理部総務課庶務係 中山 TEL 896-2708）